

ご注意ください。

4月スタートします。

20歳以上の学生の強制加入

今まで国民年金には任意加入とされていましたが、4月からは第1号被保険者として加入が義務づけられます。

◎加入の手続き

住民票のある市町村役場で手続きしなければなりません。住民票のある市町村と居住している場所が違う場合は、住民票のあるところで親などが代理として手続きすることになります。

◎保険料

保険料の納付義務は学生本人およびその世帯主に生じます。1か月の保険料は4月から9000円です。

◎保険料の免除制度

経済上の理由などから保険料を納めることが困難な場合は、申請することによって保険料の納入を免除されます。

◎保険料の追納制度

免除を受けた期間は、年金額を計算するうえで3分の1として計算されるため、年金額は減額されます。免除を受けた期間については10年前までさかのぼって保険料を納めることのできる追納制度があります。

前納すると割引されます

保険料は、国民年金の加入者（第1号被保険者）の皆さんが、役場の窓口や金融機関に毎月納めていただいています。

問い合わせは役場住民福祉課年金係

県立自然科学館 催物案内

- 入館料/大人500円、中学生以下300円
- 開館時間/午前9時半～午後4時半
- 休館日/毎週月曜日
- 所在地/新潟市女池字蓮湯東2010番15 ☎025-283-3331

春の草木と山菜の観察会

自然科学館の花木園の草木や山菜を観察します。講師は山本敏夫さん。
〒4月21日(日) 午前9時～12時

小学生以上40人 参加費 200円

〒4月9日までに往復はがきで申込み
プラネタリウム「地球カレンダー」

地球の歴史と春の星座を案内します。
〒平日2回、日曜祝日は5回放映。

新展示物「ハイテックロボット」

最先端の技術を組み込んだロボット。
センサー、人工知能を搭載し、人に

反応して動き、話し、歌い、踊ります。

65歳以上、寿学級に参加して学ばませんか。

▼内容 ゲートボール大会、習字と詩吟、映画鑑賞、町長と語る会、宿泊研修、文化講演会などを昨年やりました。

▼入学金 1100円（行事によって参加費が必要です）

▼申し込み・問い合わせ 教育委員会 社会教育課 ☎377-3101代表

① 20歳以上の学生の強制加入

② 保険料 = 月額9000円

皆さんの便宜を図るため、1年間前払い（前納）する制度があります。4月1日から保険料は1か月9000円になりますので1年間納めるには108000円が必要です。しかし前納を利用すれば割引があり、105390円ですんでその差は2610円。2人分なら5000円以上も負担が軽くなります。

前納を希望されるかたは、町内にある銀行、農協の窓口へお申し出ください。

もう一度点検を…保険料の納め忘れはありませんか？

3月は年度末です。国民年金も年度末で、昨年4月からの1年間のしめくりの月です。

そこで、この1年間の国民年金保険料の納めた状況を点検してみてください。

うっかり納め忘れていたとか、口座振替で納めたと思っていたのに引き落とされずにいる月分の保険料はありませんか。「ほんのわずかな未納なんて……」と思っていると、万一、事故があったとき、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなったり、また将来に備えての老齢基礎年金が受けられなくなったり、年金額の計算が不利益になってしまう危険があります。

もう一度、納め忘れの保険料がないか確かめて、もし納め忘れがありましたら、すぐ納めましょう。

告知版 日時 場所 内容 対象 申し込み 問い合わせ

2級ボイラー技士

受験資格取得のためのボイラー実技講習を開催します。☎新潟会場は5月13日～15日と6月11日～13日の2回、午前9時～午後5時
日本生命ビル（新潟市東大通2-4-10）▼受講料10500円 ⑦里社日本ボイラ協会新潟支部（新潟市東区万代町1-30 新潟東万代ビル2階 ☎245-7535）

中小企業の設備近代化

をバックアップ近代化資金貸付制度」設備を導入する際、その購入代金の50%以内を県が無利子で融資。▼対象設備額8000万円以下▼利用限度額100万円

中高年齢労働者 受講奨励金制度

中高年齢労働者の職業の安定を図るため、資格取得、専門的知識の習得のため、勉強されるかたは、雇用促進事業団から奨励金が受けられます。④45歳以上の雇用保険被保険者で、自分で入学金・受講料を負担し、労働大臣が指定

技能検定

機械加工 造園など49職種。▼受検申請の受付：4月12日まで ⑦新潟県職業能力開発協会（新潟市新光町15番地2 新潟県公社総合ビル4階 ☎283-2155）

土地取引の前に、届出を。

国土利用計画法による土地取引の届出制のご案内

① 国土利用計画法のねらい

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、適正かつ合理的な土地の利用を確保するため、土地取引について届出制を設けています。この法律により、一定面積以上の土地の取引をしようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならないことになっています。

また、最近の急激な地価高騰に対処するため、知事は地価が急激に上昇している区域等を監視区域として指定し、届出の面積基準を引き下げることができることになっています。

県では、黒埼町の市街化区域を監視区域として指定しております。

② 届出の必要な土地取引（平成3年3月1日現在）

一定面積以上の土地について 売買などの取引 をする場合は事前に届出が必要です。

(イ) 市街化区域

300㎡以上

(ロ) (イ)を除く都市計画区域

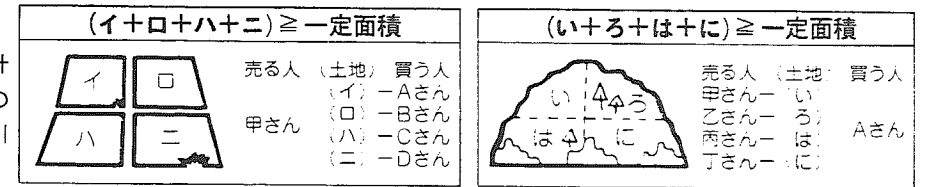
5,000㎡以上

- 売買 ○交換 ○営業譲渡 ○譲渡担保
- 代物弁済 ○共有持分の譲渡 ○地上権、賃借権の設定、譲渡
- 予約完結権、買戻権等の譲渡

※ これらの取引の予約である場合も、事前に届出が必要です。

●一団の土地取引

個々の取引面積は小さくても、合計していくと一定面積以上となる図のような一団の土地取引は個々の取引それぞれについて届出が必要です。



③ 届出から契約まで

契約をしようとするときは、取引の当事者（売買の場合であれば売主と買主）は、取引の予定価格や利用目的を書いた知事あての届出書を、契約を結ぶ6週間前までに役場企画開発課に届け出て下さい。届出書は役場にありませ

届出を受けた知事は、取引価格と利用目的について審査をし、不適当と認めるとき、さらに監視区域においては、一年以内の土地転売で投機的取引と認められるときは、取引の中止又は変更を勧告することがあります。それ以外の場合には、届出日から6週間以内に勧告をしない旨文書で通知（不勧告通知）します。この通知を受け取れば契約ができることとなります。

届出は契約の6週間前までにしましょう

④ 届出をしないと

- ① 法律で罰せられます。届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をすると、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ② 税法上の特典が受けられなくなることがあります。

※黒埼町における届出状況

平成2年1月1日から平成2年12月31日までの国土利用計画法にもとづく届出状況は、件数で20件、その面積122326.4㎡となっており、昨年と比べると件数、面積ともかなり増加しています。

【問い合わせ】 新潟県企画調整部土地利用対策課 指導係
TEL (285) 5511
黒埼町役場企画開発課 企画係
TEL (377) 3101